(三)　国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならないものとした。

(四)　国は、地方公共団体が実施する(三)の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。

5　電子委任状取扱業務の認定等

(一)　電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣の認定を受けることができるものとした。(第五条第一項関係)

(二)　主務大臣は、(一)の認定の申請があった場合において、その申請に係る電子委任状取扱業務が次のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとした。(第五条第三項関係)

(1)　その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。

(2)　その実施の方法が基本指針において定められた3の(二)の(4)に掲げる事項に適合していること。

(三)　この法律の規定により刑に処せられた者、(一)の認定を取り消された者、法人若しくは団体であって、その業務を行う役員がそれらのいずれかに該当するもの又は申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受けなければならない場合において、同法の欠格事由に該当する者は、認定を受けることができないものとした。(第五条第四項関係)

(四)　(一)の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとした。(第六条関係)

(五)　承継、変更の認定、変更の届出、廃止の届出及び認定の取消しに係る手続について規定するものとした。(第七条～第九条及び第一二条関係)

(六)　電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、(一)の認定を受けた場合又は(五)の変更の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないときは、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなすものとした。(第一〇条関係)

(七)　認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務の用に供する特定電磁的記録等に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができるものとするとともに、何人も、それ以外の場合には、特定電磁的記録等に、その表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとした。(第一一条関係)

6　雑則

(一)　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとした。(第一三条関係)

(二)　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとした。(第一四条関係)

(三)　この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とした。(第一五条関係)

7　罰則(第一六条～第一九条関係)

この法律の規定によらずに5の(一)による認定を受けている旨の表示をした者は処罰されるものとすることその他必要な処罰規定を設けるものとした。

8　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇住宅宿泊事業法（法律第六五号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2　定義

(一)　「住宅」とは、家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備等の設備が設けられており、現に人の生活の本拠として使用されている家屋等をいうこととした。(第二条第一項関係)

(二)　「住宅宿泊事業」とは、旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が一年間で一八〇日を超えないものをいうこととした。(第二条第三項関係)

(三)　「住宅宿泊管理業務」とは、3の(二)(1)の業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅の維持保全に関する業務をいうこととし、「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいうこととした。(第二条第五項及び第六項関係)

(四)　「住宅宿泊仲介業務」とは、宿泊者又は住宅宿泊事業者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供等について、代理して契約の締結等をする行為をいうこととし、「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業者以外の者が、報酬を得て、住宅宿泊仲介業務を行う事業をいうこととした。(第二条第八項及び第九項関係)

3　住宅宿泊事業

(一)　届出等

都道府県知事等に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができること等とした。(第三条及び第四条関係)

(二)　業務

(1)　住宅宿泊事業者は、届出住宅について、定期的な清掃等を講じること、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項等について説明すること、周辺地域の住民からの苦情等については、適切に対応しなければならないこと等とした。(第五条～第一〇条関係)

(2)　住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させる間、不在となるとき等は当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理業者に委託しなければならないこととした。(第一一条関係)

(3)　住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理等を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者等に委託しなければならないこととした。(第一二条関係)

(4)　住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、標識を掲示しなければならないこととするとともに、届出住宅に人を宿泊させた日数等について、都道府県知事に報告しなければならないこととした。(第一三条及び第一四条関係)

(三)　監督

都道府県知事は、必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、業務改善命令、立入検査等を行うことができること等とした。(第一五条～第一七条関係)

(四)　雑則

都道府県等は、生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができること等とした。(第一八条～第二一条関係)

4　住宅宿泊管理業

(一)　登録

住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこと等とした。(第二二条～第二八条関係)

(二)　業務

住宅宿泊管理業者は、委託者に対し、管理受託契約の内容等について、書面を交付して説明しなければならないこと等とした。(第二九条～第四〇条関係)

(三)　監督

国土交通大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、業務改善命令、立入検査等を行うことができること等とした。(第四一条～第四五条関係)